

# 「固定資産現所有者申告書」の手引き（相続用）

## 1 現に所有している者（現所有者）について

- (1) 固定資産税・都市計画税（以下、「固定資産税」という。）は、賦課期日（1月1日）現在、登記簿又は土地・家屋補充課税台帳に登記又は登録されている方（以下、「台帳上の所有者」という。）に課税することになっています。
- (2) 賦課期日前に台帳上の所有者が死亡している場合には、賦課期日現在においてその土地又は家屋を現に所有している方が固定資産税の納税義務者となります。  
個人の場合、主として相続人がこれに該当します。
- (3) 共有で相続した場合や遺産分割が完了していない場合は、所有者が複数になりますので、代表者を選んでいただきます。（遺産分割が完了するまでは当該固定資産は相続人全員の共有となり、その固定資産税は相続人全員が連帯して納税義務を負うこととなります。）
- ※ 「固定資産現所有者申告書」で変更するのは、納税義務者のみになりますので、遺産分割協議が終了しましたら、すみやかに相続登記をしていただきますようお願いいたします。相続登記をされますと、新たに登記簿に登載された所有者の方が納税義務者となります。
- ※ また、未登記家屋の所有者変更については、市役所において、別途「未登記家屋所有者変更届」の提出をお願いします。（遺産分割協議書などの相続関係書類の添付が必要となります。相続関係書類の作成後にご提出ください。）

## 2 提出書類について

「固定資産現所有者申告書」の提出の際には、該当する事由により次の書類を添付してください。（申告期限は、亡くなったことを知った日から3月以内です。）

また、申告書が複数枚必要な場合は、申告書をコピーしてご使用していただくか、ご連絡いただければ再度申告書を送付いたします。

- |  |
|--|
| <p>① <b>遺産分割協議書が作成されている場合</b><br/>◎遺産分割協議書の写し</p> <p>② <b>遺言がある場合</b><br/>◎遺言書の写し</p> <p>③ <b>法定相続分を相続する場合</b><br/>◎法定相続情報一覧図の写し</p> <p>④ <b>相続権を放棄している場合</b><br/>◎相続放棄申述受理通知書の写し又は相続放棄申述書受理証明書の写し</p> |
|--|

※現在、遺産分割について協議中の場合は、申告書のみの提出となります。

### 3 「固定資産現所有者申告書」の書き方

(1) 「申告者（現所有者・相続人代表者）」

相続した土地又は家屋を実際に所有している方の住所・氏名・連絡先を記入してください。

(2) 「登記簿及び固定資産課税台帳上の所有者（被相続人など）」

土地又は家屋を所有していた方（亡くなられた方）の住所・氏名・死亡年月日を記入してください。

(3) 「相続登記の状況」

1 又は 2 の該当するものに○をつけてください。

① 相続登記が完了している方

相続登記が完了した日付をご記入ください。また、遺産分割協議書や遺言書等、相続登記に使用した証明の写しを添付してください。

また、未登記家屋がある場合については、『未登記家屋所有者変更届』をご提出ください。

② 相続登記中またはする予定の方

おおまかでもよろしいので、相続登記の予定の日付をご記入ください。

※相続放棄をされたかたは、裁判所が発行する『相続放棄申述受理通知書』の写し又は『相続放棄申述書受理証明書』の写しを添付し、申告書をご提出ください。